

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

令和6年3月31日現在の松戸市の住民基本台帳人口は、498,893人であり、その内訳は、年少人口54,329人(10.9%)、生産年齢人口315,517人(63.2%)、老年人口129,047人(25.9%)である。

平成30年3月31日の住民基本台帳人口(総数494,733人、年少人口58,803人(11.9%)、生産年齢人口311,104人(62.9%)、老年人口124,826人(25.2%)(松戸市住民基本台帳からの集計による)と比べると、生産年齢人口は増加しているものの、老年人口の増加率が生産年齢人口を上回るとともに、年少人口は減少しており、少子高齢化の進行が見て取れる。

また、人口の地理的な分布についてみると市内に偏りなく分布している。

② 産業構造及び中小企業者の実態等

松戸市においては、卸売業・小売業が、事業所数の22.2%、従業者数の21.9%を占めており、主要産業である。産業別の事業所数は、卸売業・小売業に続いて宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、生活関連サービス業・娯楽業の順になっており、産業別の従業者数は卸売業・小売業に続いて医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業、製造業の順である。また、平成28年と令和3年の事業所数・従業者数を比べると、医療・福祉の事業所数が165事業所、従業者数が3,520人増加している一方、宿泊業・飲食サービス業の事業所数は256事業所、従業者数は1,492人減少している(令和3年経済センサスー活動調査)。

次に、卸売業・小売業の内訳を見ると、事業所数ではその他の小売業(医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業等)、飲食料品小売業、機械器具小売業、織物・衣服・身の回り品小売業の順でこれらの合計は卸売業・小売業全体の71.3%、従業者数では、飲食料品小売業、その他の小売業、機械器具小売業、機械器具卸売業の順で、これらの合計は卸売業・小売業全体の76.4%を占める(令和3年経済センサスー活動調査)。

製造業に目を向けると、事業所数では金属製品製造業、その他の製造業、プラスチック製品製造業及び印刷・同関連業の順で、これらの合計は製造業全体の42.3%、従業者数では、食料品製造業、金属製品製造業、電子機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の順で、これらの合計は製造業全体の54.4%を占める。また、市内に医療機関が充実している環境もあり、医療やバイオ関連の高付加価値企業が立地している。

このほか、市の施策としてインキュベーション施設を設置し、IT・コンテンツ

産業に係る企業の集積を目指している。さらに、販路開拓や新商品開発などの伴走支援や各種補助金を実施するなど、幅広い業種に対して様々な支援策を講じている。

次に、全産業の事業従事者 1 人当りの付加価値額を見ると、全国平均、千葉県平均と比較して低くなっており、労働生産性の低さに課題を有している。一方で、金属製品製造業、各種機械器具製造業などの企業を中心に、人手不足へ対応し生産性を向上させるため、先端機器への投資を積極的に行う企業が少なくない。これらの企業はベテラン工員から若手への技術の承継、オペレーションのマニュアル化、1 人で扱える機械を増やすための訓練など、生産性を向上させるための努力をしている。また、コロナ禍において事業環境の変化に対応し、新たな分野へ挑戦するなどビジネスモデルの再構築を図る取り組みも見られる。このような企業が増えることで、市全体としての生産性も向上すると考えられる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に 30 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定された事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上すること。

2 先端設備等の種類

広く市内事業者の労働生産性向上を後押しする観点から、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く市内事業者の労働生産性向上を後押しする観点から、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

広く市内事業者の労働生産性向上を後押しする観点から、すべての業種を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業
- ② 反社会的勢力との関係が認められる事業

③ 宗教活動や政治活動を目的とする事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定の観点から、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。